令和４年度

沖縄電気料金高騰緊急対策事業

高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金

概算払いの手引き

作成日：令和５年７月10日

沖縄電気料金高騰緊急対策事務局

目次

1. はじめに **3**

1-1 概算払いの概要 3

2. 概算払い申請書類 **5**

2-1 概算払い申請書類の作成 5

3. 申請書類の入力 **6**

3-1 提出書類一覧 6

3-2 開始月 7

3-3 補助金概算払申請書 8

3-4 補助事業計画変更（等）承認申請書 9

3-5 値引き原資補助金実績報告書 10

4. 申請における注意点 **14**

4-1 申請における注意点 14

１．はじめに

1-1 概算払いの概要

本申請の手引き（以下、「本手引き」という。）は、沖縄電気料金高騰緊急対策事業（以下、「本事業」という。）の運用のため、「高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金」（以下、「本補助金」という。）の概算払い申請に係る手順を記載しています。

本補助金の交付手続きに関しては、「沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱」（内閣府）及び「高圧受電契約向け対策促進支援補助金交付要綱」（沖縄県）に定めるところによるほか、「高圧受電契約向け小売り電気事業者等支援補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき実施します。

本事業の運用について不明な点がある場合は、沖縄電気料金高騰緊急対策事務局（以下、「事務局」という。）までご相談ください。

■本事業における補助事業経費の支払い方法

補助事業経費の支払い方法は下記の２種類（①～②）があります。

支払い方法	概要
① 概算払い	検針月の翌月末までに販売実績に基づき支払うもの
② 精算払い	事業期間終了後に実績資料を確認し、確定額と概算払い額の差額の支払い行うもの

※前払いはいたしません。

■概算払いによる補助金の支払い

事業者から事務局への販売量実績の報告を受けて、補助金の概算払いを毎月行います。検針月の翌月 19 日までに申請いただき、原則、検針月の翌月末までに支払いを行います。

※19 日が土日祝の場合、直前の平日までを申請期限とします。

※最終の値引きを実施し、さらに最終の概算払い終了後、事業者から実績報告書を提出していただきます。初回申請から最後の申請までの証憑等をチェックした上で適正な補助金額を確定し、実績報告書の提出から翌々月末までに精算払いを行います。交付すべき補助金額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その超える部分の補助金額は返還していただくこととなります。

■**概算払い申請と補助金の支払いスケジュール**

概算払い申請と補助金の支払いは、下記のスケジュールで実施します。

※今後のスケジュールは、予算措置等によって変更される可能性があります。

※月末が土日祝の場合、支払日が前後に変更になります。

＜需要家による使用期間が 6 月＞

項目	期間、期日
検針月	7 月
概算払い申請	～8 月 18 日 ※8 月 19 日が土曜のため
補助金支払い	8 月 31 日

＜需要家による使用期間が 7 月＞

項目	期間、期日
検針月	8 月
概算払い申請	～9 月 19 日
補助金支払い	9 月 29 日 ※9 月 30 日が土曜のため

＜需要家による使用期間が 8 月＞

項目	期間、期日
検針月	9 月
概算払い申請	～10 月 19 日
補助金支払い	10 月 30 日

＜需要家による使用期間が 9 月＞

項目	期間、期日
検針月	10 月
概算払い申請	～11 月 17 日 ※11 月 19 日が日曜のため
補助金支払い	11 月 30 日

２．概算払い申請書類

2-1 概算払い申請書類の作成

■<u>概算払い申請書類の作成、添付書類の準備</u>

該当する申請様式を確認し、各事業区分に応じて必要な様式をダウンロードし、書類を作成してください。申請内容により個別に準備していただく書類もあるため、様式及び本手引きを確認し準備してください。

システム改修等に要する補助金を申請する事業者は、「低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金交付要綱」によりますので、当該補助金の手引きをご覧ください。

〇申請書類

（事業者共通）

・ 概算払い申請時のチェックリスト

・ <u>様式第９－１</u>

高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金概算払申請書

・ <u>様式第３－１</u>

高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助事業計画変更（等）承認申請書

（電気の小売を行う事業者）

・ <u>別紙９－１－１ａ</u>

値引き原資補助金実績報告書

↓

事務局審査・補助金交付

概算払い申請に係る注意点について、本手引きの P15 に記載しております。申請における不明な点等がある場合は、こちらの内容をご一読ください。記載のない例外事例や解決しない不明点がある場合は、事務局へお問い合わせください。

※サンプルチェックに際して、これらの書類に加えて、事業者ごとの供給地点特定番号一覧または契約番号一覧の提出を依頼する可能性があります。

※みなし電力量を用いて申請する場合は、全契約番号の提出を依頼する可能性があります。

※高圧一括受電の事業者は、「低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金交付要綱」によりますので、当該補助金の手引きをご覧ください。

３．申請書類の入力

3-1 提出書類一覧

■<u>概算払い申請書類の種類について</u>

ダウンロードした「概算払い申請_チェックリスト」を参照し、事業者ごとに必要書類を確認し、チェックリストと必要書類を合せてご提出ください。

なお、提出欄が●の書類については、すべての事業者にご提出いただきます。△の書類については、申請内容に応じて提出要否を判断してください。

＜小売電気事業者及び高圧一括受電事業者等＞　　●必須提出　△任意提出

高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金　提出書類チェックリスト_概算払い		
書類名		**提出対象者**
共通		
	概算払い申請_チェックリスト	●全社
様式第９－１	高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金概算払申請書（値引き原資用）	●全社
様式第３－１	高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助事業計画変更（等）承認申請書	△申請内容に変更が生じた場合は必須
【電気】		
別紙 ９－１－1a	値引き原資補助金実績報告書	●小売電気事業の場合、全社
別紙 ９－１－1a	理由書	△電力調査統計において報告している販売実績と差分発生している場合は必須

※実績報告書及び明細データ等で税抜での提出を希望される事業者は事前に事務局にご相談ください。

※概算払い申請後にサンプルチェックとして、全供給地点特定番号や最低料金制メニューの最低料金未達需要など、実使用量と補助対象電力量が異なる供給地点特定番号の CSV データを提出していただく可能性があります。

3-2 開始月

■概算払い申請の開始月

概算払い申請対象使用月は、下図の通りとなります。なお、国の激変緩和事業において、下記と異なる分類で申請を行っている場合は、事務局に個別にご相談ください。

使用月		概算払い申請月					
分散検針	繰上検針	6	7	8	9	10	11
6月使用・7月検針	6月使用・7月検針						
7月使用・8月検針	7月使用・8月検針						
8月使用・9月検針	8月使用・9月検針						
9月使用・10月検針	9月使用・10月検針						

各使用月の販売量実績を、対応する概算払い申請開始月に申請してください。

3-3 補助金概算払申請書

■様式第 9-1 高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金概算払申請書（値引き原資用）

毎月の概算払いごとに概算払い申請額をご記入ください。また、「当検針月の値引き原資補助金申請額」が、交付決定通知書に記載された補助金額からこれまでに概算払いされた補助金額の累計を差し引いて算出される「残高」を上回っていないことをご確認ください。申請額が上回っている場合は、「様式第 3-1 高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助事業計画変更（等）承認申請書」を提出する必要があります。

（様式第 9-1）

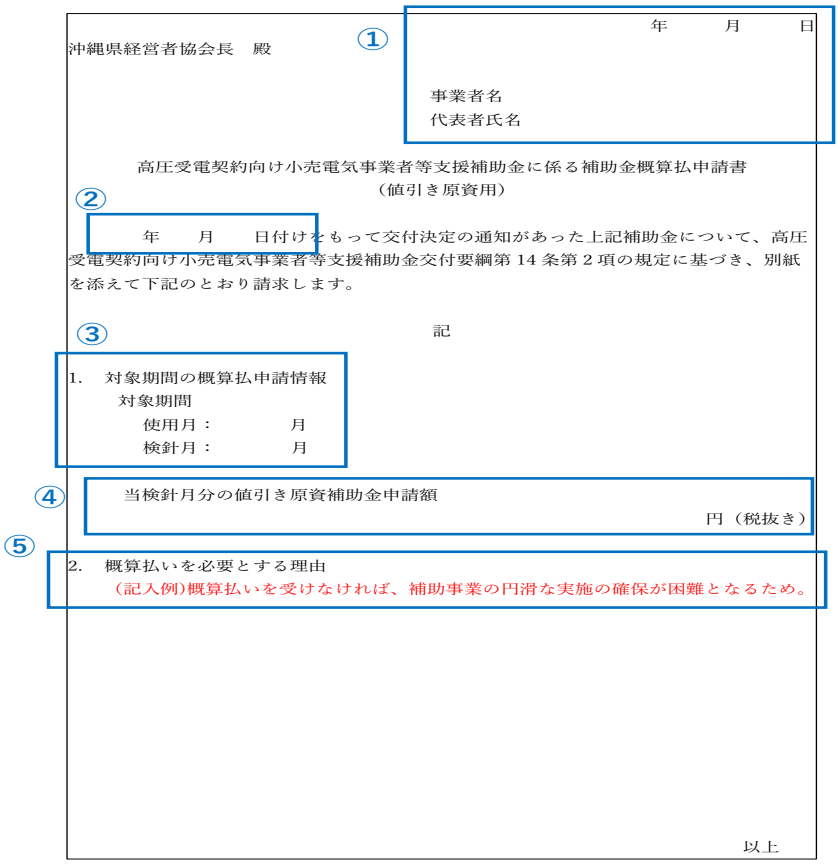

年　　月　　日

沖縄県経営者協会長　殿

事業者名
代表者氏名

高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金概算払申請書
（値引き原資用）

年　　月　　日付けをもって交付決定の通知があった上記補助金について、高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき、別紙を添えて下記のとおり請求します。

記

1.　対象期間の概算払申請情報
対象期間
使用月：　　月
検針月：　　月

当検針月分の値引き原資補助金申請額
円（税抜き）

2.　概算払いを必要とする理由
（記入例）概算払いを受けなければ、補助事業の円滑な実施の確保が困難となるため。

以上

① 記入年月日、事業者名、代表者氏名をご記入ください。

② 交付決定通知のあった日付をご記入ください。

③ 使用月及び検針月をご記入ください。

④ 別紙 9-1-1a で算出した「**補助金概算払申請額**」をご記入ください。

※これまでに支払った概算払額の累計額が交付決定通知書に記載された補助金額を上回っている場合は、様式 3-1「補助事業計画変更（等）承認申請書」をご提出ください。

⑤ 概算払いを必要とする理由をご記入ください。

3-4 補助事業計画変更（等）承認申請書

■様式第 3-1 高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助事業計画変更（等）承認申請書

これまで受領した補助金の累計額と当月請求予定の補助金の合計額が補助金交付決定額を超える場合は本様式をご提出ください。この場合は②において（4）をご選択ください。

※前月までの残高は毎月発行する払込通知書にて確認できます。

（様式第 3-1）

沖縄県経営者協会長　殿　①

年　　月　　日

事業者名
代表者氏名

高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助事業計画変更（等）承認申請書

高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

②　記

1．変更の内容
- □（1）補助事業内容の変更
- □（2）補助事業実施場所の変更
- □（3）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続き開始
- □（4）「補助金概算払い受領額および申請額の合計」が、「交付決定額」を上回っている
- □（5）その他

③ 2．変更内容の詳細

④ 3．変更を必要とする理由

⑤ 4．変更が補助事業に及ぼす影響

⑥ 5．変更後の補助金の配分額
（新旧対比表を添付すること）

⑦ 6．同上の算出基礎

以上

① 記入年月日、事業者名、代表者氏名をご記入ください。

② 変更の内容について、（1）～（5）の中から当てはまるものをご選択ください。

③ 変更内容の詳細をご記入ください。

④ 変更を必要とする理由をご記入ください。

⑤ 変更が補助事業に及ぼす影響をご記入ください。

⑥ 変更前と変更後の補助金の配分額をご記入ください。

⑦ ⑥の算出基礎についてご記入ください。

また、⑥⑦の新旧対比表および算出基礎として以下を合せてご提出ください。

ⅰ．交付申請時にご提出いただいた「値引き原資補助金計画」
（別紙 1 - 1a/1b、1-2a/2b、1-3a/3b）

ⅱ．最新の販売実績および販売計画に基づく「値引き原資補助金計画書」
（別紙 1-1b、1-2b、1-3b）

Ⅲ．ⅱの販売実績および販売計画の根拠となる資料

3-5 値引き原資補助金実績報告書

■別紙 9-1-1a 値引き原資補助金実績報告書（1/4）

本様式に必要事項を記入し、EXCEL 形式のままご提出ください。

本様式に、事業者名、担当者名、使用期間（月）、検針期間（月）を記入する欄があります。様式内の水色セルにご記入ください。グレー部分は項目名や自動入力のため記入は不要です。

注意事項は赤字で記載しておりますので、記入の際に確認ください。

（別紙9-1-1a）

この資料は必要事項を入力し、エクセル形式のまま提出すること（PDF等での提出は不要）

値引き原資補助金実績報告書_税込単価

事業者名
担当者名
使用期間　　月使用分
検針期間　　月検針分

A

1．補助金概算払申請額

補助金概算払申請額（円／税抜）	0

※補助対象額を1.1で割った金額（税抜金額）になります。

2．補助対象額

	税込値引き単価（円／kWh）	補助対象販売量※1（kWh）	補助対象額（円）	「3．③」の補助対象額	「3．④（a）割引率適用範囲内」の補助対象額
高圧	2.3	0	0	0	0

※1：「3．③」の値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの及び「3．④（a）」の割引率適用範囲内の販売量を除く。

B

3．補助対象電力量実績の内訳

区分		高圧（kWh）
①需要家の使用量に応じて協会が定める値引き単価で値引きが可能なもの	販売量	
②実使用量と補助対象販売量が異なるもの（定額制メニューの最低料金未達需要など）	（a）実使用量	
	（b）補助対象電力量（みなし販売量、最低料金区分電力量など）	
③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの		0
④割引により値引き金額が目減りするもの（事業者の割引プランにおいて、今回の補助事業の値引き金額を含む請求額に事業者で設定されている固有の割引率を掛けて請求額を算定しているもの）	（a）割引率適用範囲内の販売量	0
	（b）割引率適用範囲外の販売量	0
補助対象販売量合計(①+②(b)+④(b))		0

※太枠内の項目内容を整数でご記入ください。

C

4．「3．③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの」に該当する販売量の内訳

プラン名	区分	最低月額料金を考慮した補正の可否※1	最低月額料金が適用される販売量の合計（kWh）	値引き前料金の合計（円）	最低月額料金の合計（円）	補助対象額

※太枠内の数値で記入する項目内容は整数でご記入ください。
※2：概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できる場合は、「可」を選択の上、「最低月額料金が適用される販売量の合計（kWh）」、「値引き前料金の合計」、「最低月額料金の合計」をご記入ください。
概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できない場合は、「不可」を選択の上、「最低月額料金が適用される販売量の合計（kWh）」をご記入ください。（「値引き前料金の合計」、「最低月額料金の合計」は記入不要）
※行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

D

5．「3．④割引により値引き金額が目減りするもの」に該当する販売量の内訳
（事業者の割引プランにおいて、今回の補助事業の値引き金額を含む請求額に事業者で設定されている固有の割引率を掛けて請求額を算定しているもの）

プラン名	割引上限	区分	割引率適用範囲内の販売量（kWh）	割引率（%、小数第二位）	実質補助金単価	補助対象額	割引率適用範囲外の販売量（kWh）
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	

※太枠内の項目内容をご記入ください。
※行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。
※「3．④」の割引率が適用される販売量は「割引率適用範囲内の販売量」に含めてください。
※「3．④」の上限を超えて割引率が適用されなくなった販売量がある場合は、「割引率適用範囲外の販売量」に含めてください。

E

6．電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報（様式第１１）にて月次報告している販売電力量

	A．電力取引報※3（kWh）	B．「3．補助対象電力量実績の内訳」の実使用量	差分(A-B)
高圧（kWh）		0	0

※3：補助対象販売量に含まれない自家消費（電力取引報に含まれる「その他需要」）は除く。電力取引報では端数を調整して"1000kWh"単位での報告となっているが、当欄には端数調整前の"kWh"単位でご入力ください。
※太枠内の項目内容を整数でご記入ください。
※上記使用期間および検針期間に対応する期間の総販売量をご入力ください。

F

7．添付資料
【理由書】　「6．電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報（様式第１１）にて月次報告している販売電力量」の「差分(A-B)」がゼロ以外の場合は、理由書シートに理由を

※上記記入例は「税込値引き単価表記」シートのものとなります。

※小数点以下の値を含む販売電力量（kWh）で料金を算定している場合は事務局までご連絡ください。

■別紙 9-1-1a 値引き原資補助金実績報告書（2/4）

A「１．補助金概算払申請額」および「２．補助対象額」は自動入力のため、**記入不要**です。

B ３．補助対象電力量実績の内訳

3．補助対象電力量実績の内訳

区分		高圧（kWh）
①需要家の使用量に応じて協会が定める値引き単価で値引きが可能なもの	販売量	
②実使用量と補助対象販売量が異なるもの（定額制メニューの最低料金未達需要など）	(a) 実使用量	
	(b) 補助対象電力量（みなし販売量、最低料金区分電力量など）	
③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの		0
④割引により値引き金額が目減りするもの（事業者の割引プランにおいて、今回の補助事業の値引き金額を含む請求額に事業者で設定されている固有の割引率を掛けて請求額を算定しているもの）	(a) 割引率適用範囲内の販売量	0
	(b) 割引率適用範囲外の販売量	0
補助対象販売量合計（①＋②(b)+④(b)）		0

※太枠内の項目内容を整数でご記入ください。

申請する使用月の①～②に該当する販売量を、それぞれ**整数**でご記入ください。

① 需要家の使用量に応じて協会が定める値引き単価で値引きが可能なもの

・②～④に該当しない販売量については、原則こちら（①）に販売量をご記入ください。なお、①～④のいずれにも該当しない販売量がある場合は事務局までご相談ください。

② 実使用量と補助対象販売量が異なるもの（最低料金制メニューの最低料金未達需要など）

・(a)実使用量（電力取引報にて月次報告している販売電力量）と(b)補助対象電力量（需要家への請求料金を算定する際の販売電力量）が異なる場合にご記入ください。

・最低料金制メニュー（最低使用量の設定がある料金プラン）において、需要家の実使用量が最低使用量未満のため最低使用量分の料金を請求しているが、電力取引報には需要家の実使用量を報告している場合（例：最初の 15kWh まで 320 円、以降 25 円/kWh の料金プランにおいて、需要家の実使用量が 8kWh のため需要家には最低使用量の 15kWh の 320 円を請求しているが、電力取引報には実使用量の 8kWh で報告している場合）

✓「(a)実使用量」には需要家の実使用量（上記例の場合 8kWh）をご記入ください。

✓「(b)補助対象電力量」には最低使用量（上記例の場合 15kWh）をご記入ください。

・定額制メニューにおいて、差額補正が必要な場合

✓「(a)実使用量」には電力取引報にて月次報告している販売電力量をご記入ください。

✓「(b)補助対象電力量」には需要家への請求料金を算定する際の販売電力量をご記入ください。

※小数点以下の値を含む販売量を入力する必要がある場合は、事務局までご連絡ください。

③ 値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの

・自動入力のため、記入不要です。

④ 割引により値引き金額が目減りするもの

・自動入力のため、記入不要です。

■別紙 9-1-1a 値引き原資補助金実績報告書（3/4）

C 4.「3. ③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの」に該当する販売量の内訳

4.「3. ③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの」に該当する販売量の内訳

プラン名	区分	最低月額料金を考慮した補正の可否※2	最低月額料金が適用される販売量の合計（kWh）	値引き前料金の合計（円）	最低月額料金の合計（円）	補助対象額

※太枠内の数値で記入する項目内容は整数でご記入ください。
※2：概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できる場合は、「可」を選択の上、「最低月額料金が適用される販売量の合計（kWh）」、「値引き前料金の合計」、「最低月額料金の合計」をご記入ください。
概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できない場合は、「不可」を選択の上、「最低月額料金が適用される販売量の合計（kWh）」をご記入ください。（「値引き前料金の合計」、「最低月額料金の合計」は記入不要）
※行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

水色セルを下記にしたがってご記入ください。

- プラン名：該当するプラン名をご記入ください。
- 区分：プルダウンより「高圧」をご選択ください。
- 最低月額料金を考慮した補正の可否：プルダウンより「可」、「否」いずれかの項目をご選択ください。概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できる場合は、「可」をご選択ください。概算払い申請のタイミングで補助対象額が算出できない場合は、「不可」をご選択ください。
  - ✓「可」を選択の場合　：販売量、値引き前料金の合計、最低月額料金の合計を記入
  - ✓「不可」を選択の場合：販売量を記入
- 最低月額料金が適用される販売量の合計（kWh）：値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用される販売量をご記入ください。
- 値引き前料金の合計：値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用される各需要家の値引き前料金の合計値をご記入ください。
- 最低月額料金の合計：値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用される各需要家の最低月額料金の合計値をご記入ください。

※ 行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

■別紙 9-1-1a 値引き原資補助金実績報告書（4/4）

D ５．「３．④割引により値引き金額が目減りするもの」に該当する販売量の内訳

5．「3．④割引により値引き金額が目減りするもの」に該当する販売量の内訳
（事業者の割引プランにおいて、今回の補助事業の値引き金額を含む請求額に事業者で設定されている固有の割引率を掛けて請求額を算定しているもの）

プラン名	割引上限	区分	割引率適用範囲内の販売量（kWh）	割引率（%、小数第二位）	実質補助金単価	補助対象額	割引率適用範囲外の販売量（kWh）
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	

水色セルを下記にしたがってご記入ください。

- プラン名：該当するプラン名をご記入ください。
- 割引上限：プルダウンより「なし」、「あり（適用範囲外切り分け可）」、「あり（別途、補正が必要）」いずれかの項目をご選択ください。

✓「なし」を選択の場合：
1）区分にて、プルダウンより「高圧」の項目を選択
2）割引率適用範囲内の販売量（kWh）にて、販売量を**整数**で記載
3）割引率（%、小数第二位）にて、割引率を記載

✓「あり（別途、補正が必要）」を選択の場合：
1）区分にて、プルダウンより「高圧」の項目を選択
2）割引率適用範囲内の販売量（kWh）にて、販売量を**整数**で記載
3）割引率（%、小数第二位）にて、割引率を記載

✓「あり（適用範囲外切り分け可）」を選択の場合：
1）区分にて、プルダウンより「高圧」の項目を選択
2）割引率適用範囲内の販売量（kWh）にて、販売量を**整数**で記載
3）割引率（%、小数第二位）にて、割引率を記載
4）割引率適用範囲外の販売量（kWh）にて、適用範囲外の販売量を整数で記載

E ６．電力調査統計において報告している販売実績

6．電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報（様式第１１）にて月次報告している販売電力量

	A．電力取引報※3（kWh）	B．「3．補助対象電力量実績の内訳」の実使用量	差分（A-B）
高圧（kWh）		0	0

※3：補助対象販売量に含まれない自家消費（電力取引報における「その他需要」）は除く。電力取引報では端数を調整して“1000kWh”単位での報告となっているが、当欄には端数調整前の“kWh”単位でご入力ください。
※太枠内の項目内容を整数でご記入ください。
※上記使用期間および検針期間に対応する期間の総販売量をご入力ください。

電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報（様式第 11）にて月次報告している沖縄エリアの販売量を記入ください。

※「差分（A-B）」がゼロ以外の場合（セルが赤色になります）、理由書をご記入ください。

F ７．添付資料【理由書】

「６．電力調査統計において報告している販売実績」と、「３．補助対象電力量実績の内訳」に差異がある場合は、「理由書」シートにご記入ください。

（例）定例の検針日前に契約を廃止したことにより補助対象期間以外の月の販売量●●kWh は補助対象から外しているが、電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報ではその分が含まれているため。

４． 申請における注意点

◆押印について

すべての申請書類において申請事業者の押印は必要ありません。

◆誤って申請してしまった場合

誤って申請した場合は、事務局までご連絡ください。誤りの内容を確認し、必要な書類等を再提出していただきます。

◆低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金も申請する事業者の場合

高圧受電契約向け小売事業者等支援補助金と低圧受電契約向け小売事業者等支援補助金の申請先および申請フォームが異なりますので、それぞれの必要書類を準備し、別々に申請してください。

◆供給約款が複数のプランごとに存在する場合

値引き前の料金計算単価として複数ある場合は、すべてご提出いただきます。

◆システム改修等経費補助および需要家に対する書面交付経費補助について

当該補助は「低圧受電契約向け小売事業者等支援補助金交付要綱」に基づき支援します。低圧に関する手引きをご覧の上、それに従って申請してください。

以上